



第5章 基本計画

1 生きがいをもって生活できる環境づくり

1-1 生きがいづくり

現状と課題

いつまでも健康で充実した生活を送るには、健康の保持・増進とともに生涯学習等を通じた生きがいづくりが重要な課題です。実態調査結果を見ても「趣味の活動」「学習や教養を高める活動」などが生きがいを感じることで挙げられています。そして、交流機会が少なくなりがちな高齢者の疎外感や孤独感を解消するため、各世代が交流できる各種講座やスポーツ教室など、気軽に参加できる場を確保すると同時に、生涯学習の機会が多様なものとなるための指導者の確保と育成が必要になっています。

施策の方向性

○ 学習機会の充実

多様なメディアによる、講座・教室・活動等に関する実施状況について情報提供の推進に努めます。また、高齢者教室などの生涯学習の普及、推進を図り、高齢者の生きがいの向上につながる交流の場を拡大していきます。

○ 生涯スポーツの推進

健康の維持増進には、高齢者に合った運動のできる機会を提供し、スポーツ・レクリエーションを通して生きがいのある健康的な生活環境づくりに努めます。

○ 指導者の確保と育成

高齢者が培った豊富な知識や経験を、地域活動、学校教育、さらには、育児や介護等への助言など広い範囲で生かすことができる機会を提供し、指導者としての確保と育成に努めます。

○ 多世代交流機会の充実

地域における世代間の交流による生きがいづくりを推進していきます。

1-2 高齢者の社会参加促進

現状と課題

高齢者の中でも、健康で就労意欲のある人、働くことに生きがいを感じている人も多くいます。高齢者の実態調査結果でも生きがいを感じることを「働くこと」と回答している人は4割弱を占めており、高齢者の社会参加を促進する上で“就業”の果たす役割は大きくなっています。そこで、高齢者自身が自らの豊かな経験や知識、技能などを活かせる就労の場の確保が必要になります。

また、高齢者の地域における社会参加の場として、老人クラブ活動は老後を健全で豊かなものにするために重要なものとなっています。こうした老人クラブ等の活動を通して、生きがいのある生活が送れるよう、活動の場や仲間づくりの機会の場を確保する必要があります。

施策の方向性

○ 就労機会の拡大

高齢者ワークプラザ（シルバー人材センター）内の研修室等を十分に活用し、生きがいづくりのための就業や、就業のための技術習得に対し支援していきます。また、民間企業とも連携し、高齢者の就労の場を確保するために、雇用促進を呼びかけていきます。

○ 老人クラブ活動の充実

老人クラブ活動への積極的な参加を促し、高齢者が地域社会と関わりを持つことで、生きがいを高めるよう推進していきます。特に、前期高齢者への参加を促すことにより老人クラブ活動を充実させ、高齢者の豊富な経験、知識、技術を地域社会に還元するよう支援します。

2 自立した生活ができる環境づくり

2-1 介護予防体制の整備と事業の充実

現状と課題

高齢者にとっては、健康でいきいきとした生活を送ることが重要であり、そのためには、高齢者が介護を必要とする状態に陥ったり、心身の状態が悪化したりすることをできる限り予防し、高齢期における生活の質の向上を図ることが望まれます。

今回の介護保険制度の改正では、要支援・要介護状態になる前の高齢者を対象とした地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化するために地域支援事業が創設され、介護予防を行い、その効果をあげることが必要とされています。

施策の方向性

○ 地域支援事業の推進

地域包括支援センターを中心として、保健・福祉・医療の連携の下、要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者（特定高齢者）を把握し、必要な方に介護予防事業を提供できるように推進します。

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上という3本柱に沿って地域資源を活用した効果的なメニューの開発と実施を行い、予防効果があがるように努めます。

2-2 新予防給付サービスの充実

現状と課題

今回の介護保険制度の改正では、従来の要支援を要支援1とし、従来の要介護1を要支援2と要介護1に区分し、要支援1、要支援2の人を対象に予防給付が実施されることとなりました。

本町においても、要支援・要介護者が増加する中で特に比較的軽度な要支援・要介護1の認定者の増加が顕著となっています。

このため、要支援1、2と認定された人が要介護状態にならないために、新予防給付サービスを充実することが求められています。

施策の方向性

○ 新予防給付サービス基盤の整備

要支援認定者の身体状態の悪化を防ぐため、適切な予防給付が受けられるよう事業者との情報交換等に努め、提供体制の充実を図ります。



2-3 保健事業の推進

現状と課題

いつまでも健康で生きがいのある生活を送るためには、日ごろからの健康管理が重要です。そこで、生涯を通じて健康で過ごし、できる限り疾病を予防していくために、健康診査の定期的な受診の促進、健康教育や健康教室の充実、家庭や職場、学校等の地域を中心とした保健事業の展開が重要となっています。

施策の方向性

○ 健康診査の総合的な取り組みの実施

生活習慣病の予防や疾病の早期発見の観点から、保健所や医療機関、検診団体等の関係機関との連携を深め、各種健康診査の充実を図るとともに、受診機会の拡大や未受診者に対する受診を勧奨します。

○ 健康手帳の充実

自らの健康管理と適切な医療を確保するために交付される健康手帳について、生活習慣病の予防等の知識に関するページを設けるなど、健康手帳の啓発と内容を充実します。

○ 健康教育・相談の充実

生活習慣病の予防について健康づくりセンターを拠点とし、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会などの関係団体との連携を図り、自治会、老人クラブ、住民グループ等の地区活動を支援するなど、地域に根ざした健康教育・相談を充実します。

○ 介護予防事業の充実

心身の機能の低下や介護を要する状態となることを予防していくために、介護予防事業として「男性のための料理入門」「地区の健康講座」などを充実します。

○ 訪問指導

保健師などによる訪問指導により生活背景に関する的確な情報収集を行い、本人の生活に即した指導を健康教育・健康相談と連携させながら実施していきます。

2-4 健康づくりへの支援

現状と課題

病気や障害の有無にかかわらず、社会の中で積極的に役割を果たし、生きがいを持って心豊かに生活ができることは重要であり、そのためにも町民一人ひとりが「自分の健康は、自分でつくる」という認識をもつ必要があります。そこで、国ではすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を築くため、平成12年3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を定めました。

これを受けて本町においても「いきいき東郷21」を策定し、町民一人ひとりの健康の増進を図っています。

施策の方向性

○ 生涯を通じた健康づくり

すべての町民が「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持ち、正しい生活習慣を意識して心身の健康づくりを主体的に取り組むことができるようにします。

○ 健康を支援する環境づくり

町民が健やかで心豊かに生活できるように活力ある社会とするため、従来に増して、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置く健康づくりを推進します。

2-5 ひとり暮らし高齢者等への支援

現状と課題

年々増加しているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦などの世帯は、現在、必要に応じた保健福祉サービスを利用しながら生活しています。そこで、このような高齢者に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう訪問活動を推進し、また、個々のニーズに応じた福祉サービスを提供する必要があります。

施策の方向性

○ 訪問指導の推進

閉じこもりの予防、転倒の予防、その他の介護を要する状態になることの予防のために必要な訪問指導を実施します。

○ 必要なサービスの提供

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦などの世帯は、概ね日常生活は自立しているものの、自立を保持するためには、何らかの生活支援が必要です。そこで、個々のニーズに応じ緊急通報システム等の現行福祉サービスの分析・評価を行い、必要となる福祉サービスの提供を図ります。

3 人にやさしい環境づくり

3-1 制度の周知と各種情報の提供

現状と課題

高齢化が進む中、今後、新たに要介護認定を受ける人が増えると予想されます。そこで、利用者が希望する介護サービスを利用できるよう、広報誌やホームページ等による情報提供に努める必要があります。また、福祉や保健などの制度についても、周知を図る必要があります。

施策の方向性

○ 介護保険制度、福祉・保健等に関する情報提供

町民が自由に介護サービス事業者を選ぶことができるように、事業者名とサービス内容などの情報が提供できる体制を整備します。また、未利用者へ介護保険制度や福祉サービス等のさらなる周知を図るため、地域における説明会等を実施します。

○ 町民の意識啓発

福祉に関する広報活動を充実させながら、福祉への意識と関心を高める啓発活動に努めます。また、住民の福祉意識を高めるため、福祉について考える集い等の開催を検討します。

3-2 相談窓口の充実

現状と課題

高齢者が日常生活に支障なく安心して生活を送るためには、介護サービス利用者の多様化するニーズに応じて、きめ細かなサービス提供に努め、町民が気軽に相談できるような窓口が必要となります。また、介護サービスに関する相談については、相談する場所がすぐに分かるような窓口の一元化と、利用者の声を気軽に聞くことができる介護相談員が必要となっています。

施策の方向性

○ 相談窓口の一元化

イーストプラザいこまい館に設置する地域包括支援センターを高齢者保健福祉相談窓口とし、健康づくりセンターや関係機関の十分な連携のもと利用しやすい相談窓口、情報の提供体制を充実させていきます。

○ 苦情相談窓口の充実

介護サービスの利用に伴い、苦情や相談への対応として福祉課に設置している介護保険総合相談窓口の充実を図ります

○ 介護相談員の派遣

介護相談員を委嘱して派遣を実施し、利用者の話を聞き問題の解決を図り、介護サービスの質的向上に努めます。

3-3 高齢者にやさしいまちづくり

現状と課題

高齢者にやさしいまちづくりは、すべての人にやさしい環境づくりにつながることから、ユニバーサルデザインの推進は非常に重要となります。

また、東海地震における地震防災対策強化地域の指定に伴い、災害弱者への対策も急務とされています。そこで、高齢者にやさしいまちづくりを推進していくために、公共施設等の段差の解消など災害弱者への配慮が必要となっています。

施策の方向性

○ 公共施設の段差等整備

役場や町民会館などの公共施設において、高齢者や障害者に配慮した段差の解消や手すり等の改修を人にやさしい街づくり推進計画や障害者計画との整合性を図りながら推進します。

○ 災害弱者への支援

災害の予知及び災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、また地域防災計画に基づき高齢者等が安心して生活できるまちづくりを推進します。

3-4 地域支援体制の充実

現状と課題

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化や生活意識の変化等により、家庭における介護力は低下の傾向にあり、一方で高齢者の生活支援ニーズについては、年々増えています。そこで、地域を中心とした支援体制やボランティアによる活動が重要となっています。

これまでは在宅介護支援センターを拠点に、地域における介護支援を行ってきました。しかしながら、今回の介護保険制度の改正に伴い、介護予防サービスや地域の介護支援の拠点となる地域包括支援センターを設置し、高齢者が要介護状態になる前から包括的・継続的な支援を行うこととなりました。このため、より身近な地域でサービスが受けられるような体制の整備が必要です。

施策の方向性

○ 地域包括支援センターの設置・活用

地域における介護サービスや保健福祉サービスの総合的な相談業務、地域の福祉関係者や各種サービス提供事業所との連携など、地域ケア体制を支える拠点として、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の支援を切れ目なく包括的・継続的に実施していく体制づくりと、社会的資源の有効活用のためのネットワークづくりを推進します。

○ ボランティア活動の促進

老若男女を問わず気軽にボランティア活動に参加できるような体制づくりを図ります。また、地域で活動をしているボランティアグループに対しては、さらなる活動の推進を支援します。

○ 地域における福祉活動の推進

各地域において小学生から高齢者まで集まることができる事業等を行い、地域に密着した福祉活動の推進を図ります。また、社会福祉協議会と地域住民による福祉活動を推進する体制づくりを支援します。

4 安心して生活することができる環境づくり

4-1 介護サービスの円滑な推進

現状と課題

介護保険が目指すものは、高齢者自らの選択に基づき、必要なサービスを必要な時に利用することができるという、普遍性と権利性のある介護サービス提供です。実態調査結果では少数ですが、不満と回答しているサービスが見られます。そのためにも、居宅・施設サービスの充実を図るとともに、要介護認定業務や保険給付業務等、適切な事業運営体制をさらに整備する必要があります。

施策の方向性

○ 居宅・施設サービスの量的確保

介護サービスの実態調査で見られた各サービスの利用意向に合わせて、民間の介護サービス事業者への呼びかけを図り、居宅・施設サービスの量的確保に努めます。特に利用意向の高かった介護サービスについて充実させていきます。

○ 地域密着型サービスの推進

日常生活圏域の設定を行い、身近な地域で、地域密着型サービスを受けることができる体制を整備していきます。さらに、地域密着型サービス運営委員会を設置し、保健・医療・福祉などの関係者との連携により地域における支援体制の充実を図ります。

○ 介護サービス提供体制の維持及び充実

利用者が介護サービスの内容や種類、あるいは提供機関などを自由に選択できるように、介護サービス事業者と居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）及び行政との連絡・連携体制の充実を努めます。また、介護サービスの未利用者等について、地域包括支援センターや健康づくりセンターと連携し、未利用、低利用の要因についての研究を行います。

○ 低所得者への支援

介護サービスを利用した場合は、原則として1割の自己負担となっていますが、住民税非課税世帯などの低所得者については、高額介護サービス費や施設利用時の食事の標準負担額減額による利用者負担の軽減があります。また、訪問介護については、経過的な負担軽減もありますので、制度の周知に努めます。



4-2 介護サービスの質的向上への支援

現状と課題

介護サービスについては、量的な確保はもとより、質の向上を目指す必要があります。そこで、居宅サービスについては、その担い手である訪問介護員（ホームヘルパー）等の研修を実施することにより資質の向上や、保健・医療・福祉の連携が求められます。また、介護サービスの質についての評価を行うための手法の確立に向け検討が望まれています。

施策の方向性

○ 介護サービス事業者の質的向上

ヘルパーや施設職員、ケアマネジャーを含めた介護サービスの質的向上等を目指した情報提供や研修の場となる「地域ケア会議」の充実を図ります。

○ 保健・医療・福祉の連携強化

要介護者等がより適切な介護サービスを利用できるように、これまで以上に保健・医療・福祉の連携の強化を図ります。また、保健・医療・福祉の各専門機関、民生委員や住民代表が意見・情報交換をすることができる体制づくりに努めます。

○ 介護サービスの評価手法の充実

介護サービス事業者の自己評価や利用者への満足度調査、第三者機関による評価の実施、事故調査報告書を用いた介護サービスの質についての評価など、チェック体制の構築に向けて検討します。

4-3 福祉サービスの充実

現状と課題

本町においては、介護サービスの充実とともに、要介護認定を受けていない高齢者に対しても、安心して生活することができるように、自立した生活を支援する福祉サービスを提供してきました。

今回の介護保険制度の改正により、要介護状態になるおそれのある特定高齢者をはじめ一般高齢者も含めた包括的・継続的な支援を目的に地域支援事業が創設されます。このため、地域支援事業と福祉サービスの連携により、高齢者の生活を支援していくことが今後ますます重要になっています。

施策の方向性

○ 福祉サービス情報提供の充実

広報「とうごう」、ホームページ、福祉のしおりなどで福祉サービスの情報を提供するとともに、訪問活動等を通じて必要な福祉サービスが受けられるよう情報提供に努めます。

○ 福祉サービスの充実

生活援助員派遣サービスや食の自立支援などを実施し、できる限り安心して、自立した生活ができるように、地域支援事業と連携した福祉サービスの充実に努めます。

4-4 認知症高齢者の介護支援

現状と課題

認知症高齢者の対応は、今後の高齢者福祉施策における大きな問題となっており、認知症にならないための予防策を講じるとともに、早期発見に努めることが最も大切なことです。また、介護方法、権利擁護などの取り組みについても積極的に進める必要があります。

施策の方向性

○ 認知症予防教室

運動・余暇活動を中心とした認知症予防について勉強することができる認知症予防教室の開催を推進します。

○ 認知症高齢者に対応したサービスの充実

認知症高齢者への介護に対応したグループホーム、デイサービス事業等の充実を図り、介護サービスの質の向上に努めます。

○ 徘徊高齢者家族支援サービス

認知症により徘徊の見られる高齢者に対し、位置情報で検索して迅速に保護できるよう徘徊高齢者家族支援サービスの充実に努めます。

○ 権利擁護体制の整備

思考能力・判断能力の低下した認知症高齢者等が介護サービスの契約・利用上不利な立場に追い込まれないように、介護サービス利用者の視点に立ち、その権利を擁護するための地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について推進体制の充実に努めます。

4-5 介護者等への支援

現状と課題

在宅介護にあたっての介護者の役割は大きく、介護者の負担軽減のための様々な支援が必要です。しかし、在宅で介護を担う家族（介護者）は、介護の専門知識が乏しいままに介護にあたり、結果として心身ともに過重な負担を強いられていることが多くあります。また、介護者の介護負担が重くなると、そのストレスや疲れから虐待へと発展しやすくなることから、社会全体で高齢者やその家族を支えていくことが必要です。

そこで、介護教室等の開催による研修の機会の充実や情報の提供、地域包括支援センターにおける、在宅での介護に対する相談や助言などの介護者への支援策が必要となっています。

施策の方向性

○ 介護者への支援体制づくり

介護知識を高める研修の機会の充実や情報の提供、地域包括支援センターの機能の充実を図るなど、在宅介護に対する相談や助言などの介護者への支援策について推進します。また、リフレッシュ事業などを実施することにより、介護者同士によるコミュニケーションの場の確保に努めます。

○ 高齢者の虐待防止

虐待を防止するために、地域住民を対象とした周知・啓発活動を行い、介護に関わる人たちへの研修・啓発も実施します。さらに、虐待の予防と解決のために医師やケアマネジャーなど地域の専門職が連携と協力をする体制を整えます。

